

# 令和 7 年度事業計画

<令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日>

公益社団法人福岡県柔道整復師会

## 1. 柔道整復施術療養費の受領委任払い制度の推進に関する事業

- (1) 受領委任払い制度の適正かつ円滑な運営並びに推進を目的として、三者協定に基づく受領委任払い制度の推進を図る。
- (2) 公的審査委員会への協力を図る。
- (3) 療養費取り扱いの適正事項の徹底を図り、受領委任払い制度が適正に運営されることを目的として、保険研修会を開催する。
- (4) 県民が適切に施術を受診できることを目的に、県民相談事業を実施する。

## 2. 柔道整復師の資質の向上並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及発展に関する事業

- (1) 柔道整復師の学術、技術の探求に努め、最新・最良の施術等の知識の習得を行うことを目的とする福岡県整骨医学会を開催する。
- (2) 柔道整復学及び柔道整復術の知識の更新や向上、並びに知識の共有化等を目的として地区別研修会を開催する。
- (3) 参加者の心身共に健康で豊かな人生を過ごせる「生きがいつくり」を目的として、生涯学習研修会を開催する。
- (4) 今後の柔道整復学及び柔道整復術の発展に繋がる知識や施術方法等を探索するため柔道整復学及び柔道整復術の調査研究事業を推進する
- (5) 柔道整復師並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及啓発のため、ホームページを公開し、広く県民に対して広報活動を行う。

## 3. 地域福祉活動に関する事業

- (1) 福岡県下で開催される各種スポーツ大会の安全・円滑な運営に協力するため、会員である柔道整復師を救護員として派遣する。
- (2) 柔道整復術のルーツである柔道を通じて青少年の心身の健全な育成及び不良化防止を図るため、福岡県少年柔道大会を開催する。
- (3) 福岡県との協定に基づき、緊急災害時における災害救助や介助、救護を要する者への生活物資の搬送奉仕などの活動を行う。

## 4. 本会の組織強化及び会員の福利厚生と生活の向上並びに相互扶助を推進する事業

- (1) 会員よりの専門的な相談（法律・会計）について、顧問弁護士、公認会計士に助言を求める。
- (2) オリジナルマークの胸章やステッカーを作成し配布する。
- (3) 各種表彰を実施する。
- (4) 本会機関誌として「福整広報」「ジャンプアップ福整」を発行する。
- (5) 「かけこみ 110 番の整骨院」「暴力団排除宣言整骨院」運動を実施する。